

定 款

一般社団法人日本安全性試験受託研究機関協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本安全性試験受託研究機関協議会（略称：安研協）と称し、英文では Japan Association of Contract Laboratories for Safety Evaluation(略称：JACL)と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区湯島三丁目21番4号に置く。
2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、非臨床試験を受託研究する機関の相互協力及び連携、関連分野における情報の収集及び伝達など当業界の円滑なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 国内外における安全性試験等に関する情報の収集と調査
- (2) 監督諸官庁に対する意見具申及び行政指導に対する対応
- (3) 安全性試験等に関する正しい知識の普及及び啓蒙
- (4) 関係諸団体との交流
- (5) 安全性試験等に関する必要な技術情報を提供するための研究会の開催
- (6) 機関紙等の発行
- (7) 安全性試験等に従事する者のレベルアップのため認定試験の実施
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人には、次の会員を置く。

- (1) 正会員：日本国内において化学物質等の安全性試験等の受託業務を実施する法人及び海外受託法人の日本代理店
- (2) 賛助会員：受託業務の協力法人（動物・飼料、試薬及び機器・器材販売業者等）
- (3) 特別会員：当法人の理事会が承認した大学・医療機関関係者又は当法人の役員経験者等（任意団体「安全性試験受託研究機関協議会」の役員経験者も含む。）で法人企業を退職した者若しくは当法人の活動に特に貢献したその他の個人（顧問的な立場で当法人の運営等に助言する。）

2 当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員

は、正会員とする。

(入会)

第7条 当法人の会員となるには、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会の決議により別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会の決議により、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会予定日の1か月以上前に当法人に対して予告を行うものとする。

(除名)

第10条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 該当年度の会費を6ヶ月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利)

第12条 会員が前条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第14条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

2 あらかじめ議案として提示されていないすべての緊急動議は、出席正会員の過半数以上の同意がなければ、これを議案として審議することができない。

3 緊急動議が競合したときは、議長が採決の順序を定める。但し、議場から出席正会員の過半数の異議があるときは、総会の決議を求めて決定する。

（開催）

第16条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

2 総正会員の議決権10分1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合、会長は、請求のあった日から6週間以内の日を開催日として総会の招集をしなければならない。

3 総会を招集する場合には、開催日の2週間前までに、日時、場所、目的である事項及び議決権の代理行使に関する事項その他法令で定める事項を記載した書面による通知を発しなければならない。

（議長）

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、その総会において議長を選任する。

（議決権）

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず一般法人法第49条2項に規定する次の事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 吸収合併消滅及び吸収合併存続並びに新設合併

(総会決議等の省略)

第21条 理事又は正会員から総会の決議の目的たる事項について提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができる全ての正会員が書面又は電磁記録によって当該提案に同意したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使及び書面による議決権の行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、議決権の行使を委任することができる。ただし、その場合には、書面をもってあらかじめ会長に届け出なければならない。

- 2 理事会において総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することを定めたときは、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって議決権を行使することができる。
- 3 前二項の場合において、議決権の行使を委託した正会員又は書面をもって議決権を行使した正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、議事録署名人2名を理事の中から選任する。
- 3 議長及び議事録署名人は、第1項の議事録に署名捺印又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、会長とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、正会員の中から、総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、特別会員の者から選任することを妨げない。

- 2 理事及び監事を選任する議案を決議するときは、候補者ごとに本定款第20条第1項の決議を行わなければならない。
- 3 前項の候補者の選出を行うために必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
- 4 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任し、代表理事をもって会長とする。

- 5 前項の候補者の選出を行うために必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
- 6 必要に応じ、副会長3名以内を理事会の決議によって理事の中から選任することができる。
- 7 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行する。
- 3 会長が事故等によりその業務を遂行することができないときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べるることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬は、原則これを無報酬とする。ただし、理事及び監事に報酬を支払う場合には、総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人と取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他当法人がその理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、一般法人法第114条1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成し、3カ月に1回以上開催する。臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び目的となる事項並びに代理人による議決権の行使に関する事項の決定
- (2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事（会長）及び副会長の選任及び解職
- (5) 規則の制定その他この定款で定められた事項の決定
- (6) 前各号のほか、当法人の業務執行の決定

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事が招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議事項について提案をした場合において、当該案件につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告(代表理事の職務執行の報告)については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の抛出等)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、その内容を報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合には、会長は理事会の決議に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 予算外の支出を伴う重要な事業計画の変更又は追加を行う場合には、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細
- 2 前項の書類のうち、貸借対照表は、定時総会終了後遅滞なく公示するものとする。
- 3 第1項の書類及び監査報告は、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第45条 この定款は、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第46条 当法人は、法令に定める事由により解散するほか、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散することができる。

（残余財産の帰属）

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

（実施諸規則）

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（最初の事業年度）

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年9月30日までとする。

（設立時の役員）

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 小作寛、武知雅人、渡邊広和、軸菌竜也、石井剛、宮原哲哉、駒井義生、市川敦子、下川裕子

設立時代表理事 小作寛

設立時監事 田中俊和、幸野隆英

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第51条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都杉並区永福一丁目39番10号

設立時社員 小作寛

住 所 千葉県銚子市豊里台一丁目 1044 番地 534

設立時社員 武知雅人

住 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区法泉三丁目 24 番 14 号

設立時社員 高井睦夫

(新規会員の特則)

第52条 当法人の前身組織である「安全性試験受託研究機関協議会」の会員は、この定款の規定にかかわらず、会長の承認を得ることなく、当法人の会長に対する入会申込みをもって当法人の正会員になることができる。

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本安全性試験受託研究機関協議会設立のため設立時社員である小作寛外2名の定款作成代理人川原伸也は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成31年 2月 1日

設立時社員 小 作 寛

設立時社員 武 知 雅 人

設立時社員 高 井 睦 夫

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都台東区雷門二丁目7番7号

司法書士 川 原 伸 也